

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	大阪府教育委員会
指定したモデル地域名	茨木市・高石市・能勢町

概 要

モデル地域の構成（平成 25 年 5 月 1 日）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
茨木市教育委員会	幼稚園 12 園、小学校 32 校、中学校 14 校
高石市教育委員会	幼稚園 4 園、小学校 7 校、中学校 3 校
能勢町教育委員会	小学校 6 校、中学校 2 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

府内 3 地域（茨木市・高石市・能勢町）を本事業のモデル地域として指定し、中学校区を単位とする実践研究を進めることにした。それぞれのモデル地域では、合理的配慮協力員の配置や外部専門家等を活用して、交流及び共同学習の研究を実施しており、関係者による連携会議等を実施するなどして、合理的配慮の検討や見直しを行ってきた。

茨木市には、通常の学級における特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルデザインの授業づくりに関する研究を積み上げてきた学校があり、人権教育を基盤とした取組・研究を進めてきた。

高石市の中学校区においては、特別支援学級の児童生徒同士や、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を図るとともに障害のある児童生徒が自己肯定感を高めながら学習に取り組んでいけるようにするための支援体制の構築を積極的に推進してきた。同市は、平成 24 年度に、取り組んだ実践内容を、大阪府が開催する個別の教育支援計画の作成・活用実践報告会で発表したこともある。

能勢町は、4 小学校が在籍数 50 名に満たない小規模校であるため、少人数のよさを生かした教育を展開している。特別支援教育の充実に向けて、各校の特別支援教育コーディネーターは町のリーディングチームを組織している。また、配属先の学校での特別支援教育の充実に向けて、教員や児童生徒への理解啓発や特別支援教育に関する校内会議の主催、専門機関との連携などの窓口としての役割も担っている。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

茨木市では、合理的配慮協力員が学校訪問する際に、市教育委員会の指導主事が必要に応じて同行し、各校での取組状況の把握や指導・助言を実施した。また、モデル校の特別支援教育コーディネーターが連携会議を行う場を「校区連携会議」として位置づけ、合理的配慮協力員と共に出席し、取組の進捗状況等についての把握や、交流及び共同学習の連絡調整を行った。

高石市では、効果的な交流及び共同学習を実施するために、外部専門家による巡回相談や合理的配慮協力員の活用を図るとともに、小・中学校の特別支援学級担任の兼務発令を行い、適切な支援の在り方やスムーズな引継ぎに努め、組織的な支援体制の構築・強化を図った。特別支援学級担当者会及び合理的配慮協力員会での実践研究内容に対する支援内容の検討のほか、モデル中学校区の校長会にも参加し、情報発信や実践研究の支援を行った。

能勢町では、各校に年間3回程度、特別支援学校からの巡回相談員や町が派遣する特別支援教育の専門家と共に、町教育委員会の指導主事が各校を巡回し、相談業務の充実を図るための、指導・助言を行った。

【モデル地域内における取組】

合理的配慮協力員（作業療法士等）による助言を受けながら、日常の指導ではなかなか気づかない、学校や教室の環境設定・整備の改善を図るモデル校も出てきた。こうした支援体制の充実によって、特別支援学級に在籍する児童生徒が、通常の学級の授業の中で注意・集中を切らすことなく学習に取り組むなどの成果が表れてきた。こうした成果が、通常の学級に在籍する全ての児童生徒への支援にもつながり、結果として、学校全体での計画的・組織的な体制整備の推進につながっている。

また、通常の学級で展開される学習活動の中で、特別支援学級の児童生徒が共に学ぶことができる内容があるかを事前に確認したり、特別支援学級に在籍している児童生徒も自分に合った方法で内容を理解できるように配慮したりして、将来の自立した生活に生かしていくことができるように支援している。

3. 成果及び課題

府内のほぼ全ての公立小・中学校には、特別支援学級が設置されており、これまでも日常的に交流及び共同学習は行われてきた。本事業を通じて、合理的配慮協力員等を配置することによって、特別支援学級に在籍する児童生徒の意欲や達成感を引き出すための効果的な支援方法を客観的に分析することができ、連携会議等を実施することで、これまでの取組を見直すことができた。

合理的配慮は個別の状況に応じて提供されるものであるが、その場限りの環境整備に終わってしまうことがないように、個別の教育支援計画や個別の指導計画にある教育活動の

ねらいに応じて、合理的配慮の内容の検討・見直しが必要となってくる。

学習上・生活上の課題を克服・軽減するために個別に対応した配慮は、合理的配慮協力員の協力及び専門家の助言により進めているが、「一人でできるようになるための支援」から「学び合いの中から一緒にできるようになるための支援」への転換が必要と考えているモデル地域もある。

また、合理的配慮協力員の活用により、教員だけでは実現できなかった新たな支援内容についての取組は進んだが、合理的配慮協力員に頼り切ってしまう面も否定できず、教員の専門性の向上が課題となっているモデル地域もある。

府としては、平成 26 年度に「インクルーシブ教育システム構築フォーラム（仮称）」を開催し、先進的な取組を府内全域に発信し、成果の普及に努め、府全体での特別支援教育の一層の充実を図りたいと考えている。